

別紙

諮問第972号、第973号、第974号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」、「少年相談受理簿」及び「児童通告書」をそれぞれ一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1から3までに対し、警視総監が令和3年12月9日及び同月10日付けで行った各一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求は、令和4年9月9日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年5月2日及び同月11日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年5月29日（第171回第三部会）から同年7月31日（第173回第三部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第972号、第973号及び第974号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令をした通報内容や、指令を受けた警察署の警察職員が現場に臨場して取り扱った事件、事故等の処理結果を記録するために作成されるものである。

ウ 少年相談受理簿について

実施機関は、「少年警察活動規則」（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）に基づき、「警視庁少年警察活動規程」（平成15年5月23日付訓令甲第22号。以下「規程」という。）を策定し、少年の非行防止及び保護を通じた少年の健全な育成を図るための警察活動を少年警察活動として、必要な事項を定めている。

規則において、少年の非行の防止及び保護に関する相談を少年相談という定められ、規程において、少年又は保護者等から少年相談を受理した場合は、当該相談の内容に応じ、指導又は助言、関係機関等への引継ぎその他適切な処理を行うものとする定められている。

また、「警視庁少年警察活動規程の全部改正について」（平成15年5月23日付通達甲（副監．生．少育．企）第20号）において、職員は、受理した少年相談の概要を速やかに警察総合相談等管理システムにより登録するとともに、別記様式第4号の「少年相談受理簿」及び別記様式第4号の2の「相談処理経過の概要」により所属長に報告するものとされ、さらに、継続補導の措置とした相談については、同システムに取扱経過を入力し、相談処理経過の概要により、所属長に報告するものとされており、これらの様式を併せて「少年相談受理簿」と呼んでいる。

エ 児童通告書について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）25条では、要保護児童を発見した者は、これを児童相談所等に通告しなければならないと規定している。

規程において、児童虐待を受けた児童等の通告については、規則に定める「児童通告書」により行うものとする定められており、当該児童通告に係る事務も少年警察活動の一つとされている。

オ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から6までであり、実施機関は、これらのうち、別表2に掲げる本件非開示情報1から13までを非開示とする各一部開示決定を行った。

カ 本件各非開示情報の妥当性について

（ア）本件非開示情報1、6及び9について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1、6及び9は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当する。

実施機関に確認したところ、本件非開示情報1、6及び9はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であると説明する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1、6及び9は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1、6及び9は、条例16条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報2及び4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、110番通報の入電時において、当該通報を受理した警察職員がその通報内容等から事案を総合的に評価・判

断し入力した入電事案名が、本件非開示情報 4 には、110番通報の現場に臨場した警察職員の事案処理に係る評価・判断結果がそれぞれ記載されている。

これらの情報を開示することとなると、実施機関の職員が開示された場合の影響を懸念して、適切な入電事案名の入力や事案処理における正確な事実の報告を躊躇することになるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 4 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3、7、11及び12について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、110番処理における開示請求者以外の者の職業及び電話番号が、本件非開示情報 7 には、少年相談業務における警察職員が関係者から事情を聴取した内容が、本件非開示情報11及び12には、少年警察活動における開示請求者以外の個人に関する情報がそれぞれ記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番処理事務、少年相談業務及び少年警察活動は、事件、事故、児童虐待等の通常他人に知られることのない機微な情報を扱うことから、関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいて行われていると認められ、開示することによって実施機関と開示請求者以外の関係者との信頼関係が損なわれ、今後、協力が得られにくくなり、これらの業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 3、7、11及び12は、条例16条 2 号及び 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 5 には、110番通報に係る事案を取り扱う上で参考とされる情報が記載されており、これらの情報を開示することとなると、捜査等における手法、留意点等が明らかになるなどのおそれがあり、その

結果、証拠隠滅や捜査の妨害等により、捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報5は、条例16条4号に該当し、同条6号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報8及び13について

審査会が見分したところ、本件非開示情報8には、少年相談に関し、警察職員が専門的知識、経験を用いて評価・判断した内容が、本件非開示情報13には、少年警察活動に関し、同じく警察職員が評価・判断した結果及び措置がそれぞれ記載されており、これらの情報を開示することとなると、少年相談業務及び少年警察活動を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、客観的な評価・判断及び相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握や適正な事案判断が困難になるなど、少年相談業務及び少年警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報8及び13は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報10について

審査会が見分したところ、本件非開示情報10には、一般に公開していない警察電話の内線番号が記載されており、これらの情報を開示することとなると、警察関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、警察事務に必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示情報10は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ

別表 1

本件開示請求		本件対象保有個人情報	
1	私が令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日に通報した際に作成された 110 番処理簿。(〇〇警察署)	1	110番処理簿(〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号〇〇〇〇)
		2	110番処理簿(〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号本部〇〇〇〇)
2	私が令和〇年〇月〇日から、令和〇年〇月〇日までの間に、〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された少年相談受理簿。	3	少年相談受理簿(警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、受理番号〇〇号、相談処理経過の概要(経過番号〇から〇までを含む))
3	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に、私の息子〇〇が児童通告された際の児童通告書。	4	児童通告書(警視庁〇〇警察署、令和〇年〇月〇日付け(〇〇. 〇)第〇号)
		5	児童通告書(警視庁〇〇警察署、令和〇年〇月〇日付け(〇〇. 〇)第〇号)
		6	児童通告書(警視庁〇〇警察署、令和〇年〇月〇日付け(〇〇. 〇)第〇号)

別表 2

	本件対象保有個人情報	本件 非開示 情報	非開示理由 (条例16条各 号該当性)
	非開示部分		
1、2	警察職員の氏名及び印影	1	2号及び4号
	「入電事案名」欄	2	6号
	【処理てん末状況】欄のうち開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分	3	2号及び6号
	・「処理事案名」欄 ・【処理てん末状況】欄のうち事案処理に係る評価・判断に関する情報が記載された部分	4	6号
	【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】欄の非開示とした部分	5	4号及び6号
3	警察職員の氏名及び印影	6	2号及び4号
	相談処理経過の概要のうち、別紙「相談処理経過の概要」で開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分	7	2号及び6号
	○少年相談受理簿のうち、 ・「種別」欄 ・「被相談者」欄で非開示とした部分 ○相談処理経過の概要のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置」欄 ・「被相談者」欄で非開示とした部分 ・「処理経過の概要」欄及び別紙「相談処理経過の概要」で相談事務に係る評価・判断に関する情報が記載された部分 ○相談関係者のうち、非開示とした部分（警察職員の氏名を除く）	8	6号
4、5、6	警察職員の氏名及び印影	9	2号及び4号
	警察電話の内線番号	10	6号
	「保護者」欄の非開示とした部分	11	2号及び6号
	別紙「通告理由及び処遇意見」で開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分	12	2号及び6号
	別紙「通告理由及び処遇意見」で通告事務に係る評価・判断に関する情報が記載された部分	13	6号